令和８年度

「火山噴火緊急減災対策業務委託（中之島Ｒ８－１工区）」技術提案書

提出要請書

１．業務の概要

（１）業務の目的

中之島において、令和６年８月に火山災害警戒地域に指定されたことを受け、火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する必要があり、これにあたって、噴火シナリオ・土砂災害予想区域図（火山砂防ハザードマップ）の作成、火山防災協議会の設置、地域防災計画の変更が必要となる。

このことから、令和７年度の検討委員会により保全対象及び土砂移動シナリオの検討を実施したところであり、引き続き、火山砂防ハザードマップと緊急減災対策砂防計画の策定に向けた各種分析・検討及び委員会の運営補助を行うことを目的とする。

（２）業務範囲

鹿児島郡十島村中之島地内の火山災害警戒地域とする。

（３）業務内容

ア　計画準備

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分に把握した上で、業務実施にあたっての検討方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成する。

イ　資料収集整理

本業務の遂行に際して必要となる、①土地利用や法規制の状況、②保全対象となる社会資本などの状況、③防災対策の状況等に関する資料、④各町村の地域防災計画や⑤関係機関の資機材備蓄状況、⑥他火山における緊急減災ハード・ソフト対策事例等を収集・整理する。

ウ　現地調査

過年度の数値シミュレーション結果や社会条件、現地の状況等を調査する。

エ　数値シミュレーションの追加実施

第１回・第２回検討委員会における学識経験者の指摘等に基づき、想定現象の数値シミュレーションを実施し、必要に応じて火山砂防ハザードマップ（案）を更新する。

オ　対策を検討する土砂移動シナリオのケースの設定

想定される土砂移動シナリオのうち、緊急減災対策計画の対象とするケースについて、想定される影響の程度、保全対象の重要度、火山防災協議会等の避難計画等における想定等を総合的に勘案して検討する。

カ　対策方針の検討

イで収集・整理した資料の内容に基づき、①対策を実施できる期間、②実施可能な場所、③対策実施のための体制など、対策の制約条件について整理する。

また、緊急ハード・ソフト対策により対応する対象現象とその規模、実施内容、実施のタイミング等について、社会的な制約条件を踏まえて、土砂移動シナリオに対応した対策方針を検討する。

キ　緊急時に実施する対策の検討

対象とする土砂移動シナリオのケースごとに、対策方針やイで収集・整理した資料の内容に基づいて、緊急ハード対策及び緊急ソフト対策の具体的な実施内容について時系列でとりまとめ、緊急減災対策実行計画を作成する。

緊急ハード対策に関しては、対策工の配置、工種・工法、基本的な構造、施工のための仮設・資機材、工事の安全管理、施工に要する時間、対策の効果などを検討する。

緊急ソフト対策に関しては、緊急時に実施する調査、監視観測機器の緊急的な整備、工事現場の安全確保や火山噴火に伴う土砂災害に対する避難対策を支援するために必要な情報提供に関する事項を検討する。

ク　平常時からの準備事項の検討

緊急減災対策実行計画に示した対策を実施可能なものとするために、対策を実施する際に必要となる手続きや調整事項など、平常時から準備が必要となる事項をとりまとめる。

また、平常時から準備することにより緊急時の実行性が高まる事項についても、その内容を整理する。

ケ　火山データベースの作成

緊急減災対策計画の検討の基礎資料とするため、中之島に関する詳細な地形データや数値シミュレーション結果を整理し、火山噴火リアルタイムハザードマップシステムに登録可能な形式へ変換して納品する。

コ　火山噴火緊急減災対策砂防計画(案)の策定

過年度業務や本業務の検討結果をとりまとめて、「中之島火山噴火緊急減災対策砂防計画（案）」を策定する。

なお、緊急減災計画（案）は、基本として対策方針、緊急減災対策実行計画（緊急ハード対策、緊急ソフト対策）、平常時からの準備事項からなる構成とし、計画編、基礎事項編、参考資料編等の分冊で作成するものとする。

サ　火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会の運営補助

令和８年度及び令和９年度開催予定の「中之島火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」に向けて、開催準備、討議資料の作成、学識経験者や関係機関との調整、委員会とりまとめ等の運営補助を行う。

なお、委員会は３回開催予定である 。

本業務で作成する緊急減災計画（案）は、「中之島火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」において委員の承認を得ることとする。

シ　報告書作成

以上の検討結果を簡潔にとりまとめ、報告書を作成する。

ス　打合せ協議

打合せ協議は業務着手時、中間時、成果とりまとめ時の計５回以上を実施する。

なお、打合せを行う場合は、管理技術者が立ち会うものとする。

セ　成果品

以下のとおり提出する。

⑴ 業務報告書(Ａ４版ドッジファイル)　２部（概要版も含む）

⑵ 業務報告書電子データ（CD-RまたはDVD-R）２枚（正・副）

⑶ その他監督職員が指示するもの

ソ　その他

本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項である。 **「<u>火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定にあたっての具体的な留意点や工夫点</u>」**

（４）履行期間

契約締結の翌日から令和１０年３月２４日（金）まで

（５）業務実施上の条件

ア　参加表明者の要件

以下の技術部門登録を有する者とする。

・　河川、砂防及び海岸・海洋部門

イ　配置予定管理技術者の要件

以下のいずれかの資格を有する者とする。

・　技術士（総合技術監理部門又は建設部門）
・　ＲＣＣＭ（シビルコンサルティングマネージャー）
・　土木学会特別上級技術者、上級技術者または１級技術者
・　博士（工学、農学（砂防関係））

ウ　参加表明者及び配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

参加表明者及び配置予定管理技術者は、平成２８年度以降に完了した業務において、下記〔１〕若しくは〔２〕の実績を有すること。

ただし、配置予定技術者については、照査技術者として従事した業務は除く。

〔１〕同種業務：**火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定業務**

〔２〕類似業務：**火山噴火緊急減災対策に関する火山砂防ハザードマップの検討業務**

エ　参加表明者に必要とされる過去２年間の業務成績

（令和６年度（令和５年度完了業務）～令和７年度（令和６年度完了業務））

参加表明者は、上記期間において、下記における業務成績を有すること。

・　鹿児島県土木部（出先事務所等含む）発注業務（建築課所管発注業務を除く）及び九州地方整備局（港湾空港関係除く）発注業務で完了した業務のテクリス平均評定点７５点以上

オ　配置予定管理技術者に必要とされる過去４年間の業務成績

（令和４年度（令和３年度完了業務）～令和７年度（令和６年度完了業務））

配置予定管理技術者は、上記期間において、下記における業務成績を有すること。

ただし、照査技術者として従事した業務は除く。

・　鹿児島県土木部（出先事務所等含む）発注業務（建築課所管発注業務を除く）及び九州地方整備局（港湾空港関係除く）発注業務で完了した業務のテクリス平均評定点７５点以上

（６）成果品

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、「共通仕様書等において規定される資料のうち、鹿児島県電子納品ガイドライン（令和８年３月）：（以下、「ガイドライン」という。）等に基づいて作成した電子データを指す。

電子媒体や電子データは、ガイドラインに示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

本業務の成果品については、ガイドラインに基づき作成することとする。

（７）提出方法

本業務の技術提案書は、持参、郵送又は電子メール（着信確認をすること）による提出とする。

（８）その他

本業務の特記仕様書（案）は別紙－１のとおりである。

２．技術提案書の作成及び記載上の留意事項

（１）技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

本要請書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

（２）技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添の（別添様式－１～１２）に示されるとおりとする。

なお、文字サイズは１０ポイント以上とする。

（３）技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
参加表明者の経歴等	・ 参加表明者について、経歴等を別添様式―２に記載する。 ・ 「同種又は類似業務」を記載する場合は、平成２８年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する業務数は、１件とする。
参加表明者の同種又は類似業務の実績	・ 参加表明者が過去に従事した「同種又は類似業務」等の実績について、別添様式－２に記載した業務とする。 ・ 記載様式は別添様式－３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。
参加表明者の成績及び表彰	・ 参加表明者について、成績及び表彰を記載する。 ・ 記載様式は、別添様式－４、５。
配置予定管理技術者の経歴等	・ 配置予定の管理技術者について、経歴等を別添様式－6に記載する。 ・ 「同種又は類似業務」を記載する場合は、平成２８年度以降に完了した業務とする。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 ・ 記載する業務数は、１件とする。

配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績	・ 配置予定の管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」等の実績について、別添様式－６に記載した業務とする。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 ・ 技術提案書の提出者以外が受託した業務の業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・ 記載様式は別添様式－７とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。
配置予定管理技術者の成績及び表彰	・ 配置予定の管理技術者について、成績及び表彰を記載する。 ・ 記載様式は、別添様式－８、９。
業務実施体制	・ 配置予定の管理技術者、担当技術者並びに担当する分担業務の内容を別添様式－１０に記載する。 ・ 技術提案書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載すること。 ・ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
実施方針・実施フロー・工程表	・ 実施方針・実施フロー・工程表について、別添様式－１１を用いて記載することとし、Ａ４版１枚程度で作成する。
評価テーマに対する技術提案	・ 本要請書の１．（３）業務内容に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 ・ 記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したＣＧや詳細図面等を用いる事は認めない。 ・ 記載様式は別添様式－１２とし、1 テーマにつきＡ４版１枚に記載する。
参考見積書（概算）	・ 必要な経費を概算し、参考見積りとして提出すること。 ・ 参考見積書（概算）は、２．（４）で提示する業務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。 ・ なお、積算の参考とするため、特定者に再度見積りを依頼する。

（４）業務の目安

本業務の参考業務規模は、４５百万円程度を想定している。

（５）作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

（６）技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

（７）既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。ただし、事前に文書により閲覧申請を行うこと。

閲覧申請様式は任意とするが、希望閲覧日時、閲覧資料、連絡先（会社名、住所、来庁者名、電話番号）は、必ず記載すること。

① 閲覧場所：鹿児島県土木部砂防課内

② 閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）１条に規定する休日を除く毎日８時３０分から１７時まで

③ 資　　料：以下のとおり。

・「離島３火山 火山緊急減災対策砂防計画(平成31年3月)」

・「離島３火山 火山噴火緊急減災対策砂防計画検討業務委託報告書（平成30年3月)」

・「離島３火山 火山噴火緊急減災対策砂防計画策定業務委託報告書（平成31年3月)」

・「火山噴火緊急減災対策業務委託（中之島R7-1工区）報告書（令和8年3月)」

３．プロポーザル参加表明書及び技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

（１）プロポーザル参加表明書（別記様式第１号）（別添様式－２～１０）

１）提出方法：持参、郵送又は電子メール（着信確認をすること）による。

２）提出場所：鹿児島県 土木部 砂防課 砂防係

〒890-8577　鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL　099-286-3618 （直通）

E-mail　esc@pref.kagoshima.lg.jp

３）提出期限：令和８年９月１４日（月）　１７時

（２）技術提案書（別添様式－１と６～１２）

１）提出方法：持参、郵送又は電子メール（着信確認をすること）による。

２）提出場所：３．（１）に同じ。

３）提出期限：令和８年１０月１３日（火）　１７時

４．提出要請書の内容についての質問の受付及び回答

（１）提出要請書に対する質問がある場合においては、次に従い、提出すること。

①受領期間：令和８年９月２日（水）から令和８年９月１８日（金）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く、
毎日８時３０分から１７時まで

②提出場所：３．（１）に同じ。

③提出方法：文書（様式は自由）により行なうものとし、持参、郵送又は電子メール（ただし着信を確認すること）のいずれの方法でも可能とする。

（２）質問に対する回答は、質問を受理した日から７日（休日を含まない。）以内に、鹿児島県ホームページに掲載する。なお、個別に回答は行わない。

５．技術提案書を特定するための評価基準

（１）技術提案書の評価項目、判定基準、ならびに評価のウェートは、次表のとおりである。

選定段階での技術評価

評価項目		評価の着目点		判断基準	評価のウエート	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	下記部門の登録を有するもの。 河川、砂防及び海岸・海洋部門 なお，業務実績が無い場合は選定しない。	5	45
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	専門技術力	過去10年間の同種又は類似業務実績	下記の順位で評価する。 ①平成２８年度以降に同種業務の実績 ②平成２８年度以降に類似業務の実績 なお，業務実績が無い場合は選定しない。	5	
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰	成果の確実性	過去２年間の業務成績 （令和６年度（令和５年度完了業務）～令和７年度（令和６年度完了業務）の業務実績）	下記の順位で評価する。 ①鹿児島県土木部（出先事務所等含む）発注業務（建築課所管発注業務除く）及び九州地方整備局（港湾空港関係除く）発注業務（完了した業務のテクリス平均評定点８０点以上） ②鹿児島県土木部（出先事務所等含む）発注業務（建築課所管発注業務除く）及び九州地方整備局（港湾空港関係除く）発注業務（完了した業務のテクリス平均評定点７５点以上８０点未満） なお、上記に該当しない場合は選定しない。	30	
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰	成果の確実性	過去２年間の業務表彰の有無 （令和６年度（令和５年度完了業務）～令和７年度（令和６年度完了業務）に表彰）	下記について評価する。 鹿児島県土木部（出先事務所等含む）発注業務（建築課所管発注業務除く）又は九州地方整備局（港湾空港関係除く）発注業務	5	
小計①						45

評価項目		評価の着目点		判断基準	評価のウエート	
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①以下のいずれかの資格等を有するもの。 ・技術士(総合技術監理・建設部門) ・土木学会特別上級技術者 ・土木学会上級技術者 ・博士（工学、農学（砂防関係）） ②以下のいずれかの資格等を有するもの。 ・技術士（その他部門） ・土木学会１級技術者 ・ＲＣＣＭ なお，管理技術者が上記以外の場合は選定しない	10	55
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	専門技術力	過去10年間の同種又は類似業務等実績	下記の順位で評価する。 ①平成２８年度以降に同種業務の実績 ②平成２８年度以降に類似業務の実績 なお，業務実績が無い場合は選定しない。 （照査技術者として従事した業務は除く）	10	
予定管理技術者の経験及び能力	成績・表彰	成果の確実性	過去４年間の業務成績 （令和４年度（令和３年度完了業務）～令和７年度（令和６年度完了業務）の業務実績）	下記の順位で評価する。 ①鹿児島県土木部（出先事務所等含む）発注業務（建築課所管発注業務除く）及び九州地方整備局（港湾空港関係除く）発注業務（完了した業務のテクリス平均評定点８０点以上） ②鹿児島県土木部（出先事務所等含む）発注業務（建築課所管発注業務除く）及び九州地方整備局（港湾空港関係除く）発注業務（完了した業務のテクリス平均評定点７５点以上８０点未満） なお、上記に該当しない場合は選定しない。 （照査技術者として従事した業務は除く）	30	
予定管理技術者の経験及び能力	成績・表彰	成果の確実性	過去４年間の業務表彰の有無 （令和４年度（令和３年度完了業務）～令和７年度（令和６年度完了業務）に表彰）	下記について評価する。 鹿児島県土木部（出先事務所等含む）発注業務（建築課所管発注業務除く）又は九州地方整備局（港湾空港関係除く）発注業務 （照査技術者として従事した業務は除く）	5	
小計②						55
小計③（①＋②）						100

特定段階での技術評価

予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容		4	25
		専門技術力	過去10年間の同種又は類似業務等実績	下記の順位で評価する。 ①平成２８年度以降に同種業務の実績 ②平成２８年度以降に類似業務の実績 なお，業務実績が無い場合は特定しない。 （照査技術者として従事した業務は除く）	5	
		CPD	CPDの取得状況	下記について評価する。 継続教育（CPD）の証明があり、かつ各団体が推奨する単位を満たしている	1	
	成績・表彰	成果の確実性	過去４年間の業務成績 （令和４年度（令和３年度完了業務）～令和７年度（令和６年度完了業務）の業務実績）	下記の順位で評価する。 ①鹿児島県土木部（出先事務所等含む）発注業務（建築課所管発注業務除く）及び九州地方整備局（港湾空港関係除く）発注業務（完了した業務のテクリス平均評定点８０点以上） ②鹿児島県土木部（出先事務所等含む）発注業務（建築課所管発注業務除く）及び九州地方整備局（港湾空港関係除く）発注業務（完了した業務のテクリス平均評定点７５点以上８０点未満） なお、上記に該当しない場合は特定しない。 （照査技術者として従事した業務は除く）	12	
			過去４年間の業務表彰の有無 （令和４年度（令和３年度完了業務）～令和７年度（令和６年度完了業務）に表彰）	下記について評価する。 鹿児島県土木部（出先事務所等含む）発注業務（建築課所管発注業務除く）又は九州地方整備局（港湾空港関係除く）発注業務 （照査技術者として従事した業務は除く）	3	
小計④						25

実施方針・実施フロー・工程表	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10	25
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られた場合に優位に評価する。	5	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られた場合に優位に評価する。	5	
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	5	
小計⑤				25
評価テーマに対する技術提案	的確性	地形，環境，地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	15	50
		必要なキーワード（着眼点，問題点，解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。	15	
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	10	
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	10	
小計⑥				50
小計⑦（⑤＋⑥）				75
小計⑧（④＋⑦）				100

総計③＋⑦		200

参考見積	提示された業務規模と大きくかけ離れている場合には特定しない。	数値化しない

６．<u>ヒアリング</u>

（１）提出された技術提案書について、以下のとおりヒアリングを行う。

①実施方法：Ｗｅｂ方式とし、詳細については別途通知する。

②実施期間：<u>令和８年１０月１４日(水)～同２０日(火)のうち１日（休日除く）</u>を予定。

③正式なヒアリング日時は、砂防課から通知し、調整のうえ決定する。

④説明者：配置予定の管理技術者
やむを得ない事情の場合は、配置予定の担当技術者でも可。

（２）ヒアリングでは技術提案書に記載された下記事項について、質疑応答を行う。

・配置予定管理技術者の経歴や実績について
・業務の実施方針・手法について
・評価テーマに対する技術提案について
・参考見積について

（３）ヒアリング時の追加資料は受理しない。

（４）ヒアリングの実施方法等を変更する場合は、事前に別途通知する。

７．非特定理由に関する事項

（１）技術提案書を提出した者のうち、技術提案書の提出者及びヒアリング対象者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により通知する。

（２）上記（１）の通知を受けた者は、鹿児島県土木部参事㈱砂防課長に対して非特定理由について、次に従い、説明を求めることができる。

① 提出期限：特定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内の１７時まで。

② 提出場所：３．（１）に同じ。

③ 提出方法：持参、郵送又は電子メール（着信確認をすること）による。

（３）鹿児島県土木部参事㈱砂防課長は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して１０日以内（<u>休日を含む</u>）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

（４）非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。

① 受付場所：３．（１）に同じ。

② 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く、８時３０分から１７時まで。

８．契約書作成の要否等

鹿児島県の契約書書式により、契約書を作成するものとする。

９．支払条件

前払金 ３０％以内（ただし、受注者から前金の請求が有った場合）とする。
なお、部分払いは行わない。

１０．その他の留意事項

（１）手続きにおいて、使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

（２）業務の実績等については、我が国における同種又は類似の業務実績をもって判断するものとする。

（３）技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

（４）技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

（５）提出された技術提案書は返却しない。

なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。

また、特定された技術提案書を公開する場合は、事前に提出者の同意を得るものとする。

（６）技術提案書の提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

（７）同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とする場合において、他の業務を落札したことにより（プロポーザル方式による場合は特定されたことにより）配置予定の技術者を配置できなくなったときは、直ちに技術提案書の取下げを行うこと。

（８）技術提案書の特定後、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

（９）第１回目の見積りが不調となった場合、再度見積りに移行する。

再度見積りの日時については、発注者から指示する。

(10) 本業務について、主たる部分の再委託等は認めない。

(11) 特定された技術提案書の内容については、業務に適切に反映するものとする。

(12) 技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を減ずるなどの措置を行う。